会議録第3号

- 1. 招集日時 令和3年3月9日(火) 午前10時開議
- 1. 招集場所 牛久市役所議場
- 1. 出席議員 19名
 - 1番 鈴 木 勝 利
 - 2番 藤 田 尚 美
 - 3番 秋 山 泉
 - 4番 長 田 麻 美
 - 5番 山 本 伸 子
 - 7番 伊藤裕 -
 - 8番 石 原 幸 雄
 - 9番 柳 井 哲 也
 - 10番 甲 斐 徳之助
 - 11番 池 辺 己実夫
 - 12番 加 川 裕 美
 - 13番 北 島 登
 - 14番 杉 森 弘 之
 - 15番 須 藤 京 子
 - 16番 黒 木 のぶ子
 - 17番 守 屋 常 雄
 - 18番 諸 橋 太一郎
 - 21番 遠 藤 憲 子
 - 22番 利根川 英 雄
- 1. 欠席議員 1名
 - 19番 市 川 圭 一

1. 出席説明員

市 長 根本洋治 副 市 長 滝 本 昌 司 育 教 長 染 谷 郁 夫 市長公室長 吉 Ш 修 貴 経営企画部長 吉 田 将 巳 総務部長 植 田 裕 市民部長 高 谷 寿 保健福祉部長 内 藤 雪 枝 環境経済部長 聡 藤 田 建設部長 Ш 畄 孝 教育部長 川井 聡 会計管理者 飯島 希 美 監査委員事務局長 本 多 聡 農業委員会事務局長 結 速 武 史 経営企画部次長兼 政策企画課長 栁 田 敏 昭 総務部次長兼 管財課長 野口 克 己 市民部次長 茂 生 小 川 飯 野 保健福祉部次長 喜 行 環境経済部次長 梶 由紀夫 建設部次長 長谷川 啓 一 建設部次長兼 下水道課長 野 島 正 弘 教育委員会次長兼 教育企画課長 吉田 茂 男 教育委員会次長兼 生涯学習課長 大 里 明 子 全 参 事

1. 議会事務局出席者

事務局長 滝本 仁

庶務議事課長 野島貴夫

庶務議事課長補佐 飯 田 晴 男

庶務議事課主査 宮 田 修

令和3年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和3年3月9日(火)午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

〇石原幸雄 議長 おはようございます。

19番市川圭一議員より欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、議席にて暫時休憩をいたします。

午前10時01分休憩

午前10時01分開議

〇石原幸雄 議長 再開いたします。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

〇石原幸雄 議長 初めに、1番鈴木勝利議員。

[1番鈴木勝利議員登壇]

○1番 鈴木勝利 議員 公明党の鈴木でございます。本日は一括方式で質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が国内で開始されました。医療従事者への先行接種、優先接種を経て、4月からは一般市民へのワクチン接種も始まる予定です。1年以上にわたって人類に恐怖と不安、そして混乱をもたらしてきた感染症の収束に確かな希望の光を見る思いがいたします。

しかしながら、その効果は未知数であり、いわゆる集団免疫が形成されるまで、まだまだ時間がかかります。その間、感染が収まるという保証はなく、いつ何どき次の波が来るとも限りません。感染患者の命を救うため、働きづめの医療従事者の疲労は既にピークを超え、度重なる自粛生活を強いられている市民の我慢にも限度があります。商売の先行きの見通しが立たず、極限状態の事業者も少なくありません。人との接触が断たれ、孤独、孤立した社会の中で、精

神的疲弊のために自殺者が増大しているという報告も見られます。

これまで国も各自治体も様々な支援策を講じ、感染拡大の防止と社会経済活動の両立、人々の生活の保障に努めてきました。しかしながら、ここで終わらせるわけにはいきません。今後のコロナ禍の先行きをしっかりと見据えながら、間断なき支援策を講じていかなければなりません。

先日、市民の生命、生活、生存を守るために、公明党会派として新たな要望書を市長宛てに 提出いたしました。今回、そのうちの6点にわたり、改めて一般質問させていただき、執行部 の見解を伺いたいと思います。市単独でなし得る政策だけではありませんので、国や県と絶え ず連携し、時には国や県に強く要請しながら政策を推し進めていただきたいと考えます。

さて、第1の質問は、医療従事者への人的、経済的支援の拡充についてです。県の緊急事態 宣言発出によって、感染拡大もようやく落ち着きの様相を見せてきましたが、医療現場が抜き 差しならぬ現状を抱えていることは言うまでもありません。今後も医療崩壊を起こさないよう に、万全の取組を進めていかなければなりません。なかんずく感染の危険と隣り合わせになり ながらも、患者の命を救うという使命感に燃えて、長期間にわたってコロナと闘っておられる 医療従事者の皆様には感謝の申し上げようもありません。こうした皆様に対して、慰労金交付 などの形で支援を進めておりますが、果たしてそれで十分でしょうか。看護師の離職などが相 次いでいるとの報告も聞かれますが、特に人的支援の面ではいささか心もとないと考えており ます。

そこで、県と連携し、国の緊急包括支援金も活用しながら、有資格者の現場復帰や医療従事者の派遣等、さらなる医療従事者への人的、経済的支援に取り組んでいただきたいと考えます。 執行部の見解を伺います。

第2の質問は、無症状者・軽症者向けの宿泊療養施設の確保についてです。当然ながら医療現場では、重症者や中等症者を優先して迎えなければならず、病床数が逼迫すれば、無症状者、軽症者は医療機関で入院することはできません。そのため自宅待機となり、家族への感染不安を抱えながら日常生活を送らざるを得ません。独り暮らしであれば、必要物資の購入という問題も出てきます。さらに、病状が悪化しても、気づかれずに放置され、命の危険にさらされたり、逆に人目の届かぬことをいいことに、動き回って感染を広げたりするということも考えられます。

そこで、宿泊療養施設を確保し、無症状者や軽症者を隔離し、病状把握を図らなければなりません。確保の現状について伺います。また、いまだ確保していないというのであれば、今後確保する予定について伺います。

第3の質問は、宿泊・自宅療養者に対するパルスオキシメーターの貸与についてです。先ほ

ども申し上げましたが、自宅療養のため、病状悪化に気づかず、依然、命の危険にさらされる という事態が散見されます。医師ではないため、患者自身が判断することが難しい場合が考え られます。

そこで、動脈中の酸素飽和度を測定することによって、病状の進行具合を視覚的に判断できる装置、パルスオキシメーターの活用が考えられます。これを医師や看護師による診察ができない宿泊・自宅療養者のために、緊急包括支援金等を活用して自治体が購入し、貸与してはどうでしょうか。貸与の現状について伺います。また、貸与していないというのであれば、今後の貸与する予定について伺います。

第4の質問は、営業時間短縮要請に応じた飲食店や納入業者等関連企業への経済的支援の拡充についてです。緊急事態宣言によって、営業時間短縮の要請に応じた飲食店に対しては協力金の支援がなされます。また、それら飲食店への納入業者等の関連企業に対しては、一時支援金という形で支援がなされます。しかし、これらは決して十分ではないと考えます。苦しい経営を強いられ、閉店や倒産に追い込まれている事業所も少なくありません。特に一時支援金のハードルは高いという声も聞かれます。

そこで、県と連携し、地方創生臨時交付金が各自治体に割り当てられているわけですから、 これらを活用して協力金や一時支援金の積み増し等の支援拡充を実施してはどうかと考えます が、見解を伺います。

第5の質問は、生活困窮世帯へのセーフティーネット対策の強化についてです。1年以上に わたって続いているコロナ禍は、多くの人々の生活を苦境に立たせました。中でも、職を失っ た方や労働時間の短縮を余儀なくされた方々の生活は窮地に陥っております。そうした生活困 窮世帯に対する支援策として、当面の生活資金として緊急小口資金や総合支援資金の生活福祉 資金の貸付け制度があります。国の施策で特例貸付が延長されておりますが、本市での貸付け 状況を伺います。あわせて住居確保給付金の申請状況も伺います。また、最後のとりでとなる 生活保護受給世帯の現状と最近の動向を伺います。

ところで、これらの対策について、市民にしっかりと周知されているのでしょうか。特例貸付の延長は十分に周知されているのでしょうか。また、生活保護受給に関して、自治体側が親族に援助できるかどうかを問い合わせる扶養照会を理由に、困窮者が申請をためらうといった実例があるため、国会で当事者に寄り添った配慮がなされるよう、運営の改善をという質問がなされ、厚生労働大臣から弾力的に運用できるように努力したい旨の答弁がなされました。既に厚生労働省から各自治体へ、扶養照会の見直しについての通知も出されているところです。現場の自治体の十分な配慮をお願いいたします。そこで、これらの対策の市民への周知徹底とただいまの配慮について見解を伺います。

最後の第6の質問は、市独自の商品券支給等の経済対策の実施についてです。本市でも既に ハートフルクーポン券事業等で、市内の事業所支援を考慮した経済対策を打ち出しております が、もう一歩大きく、強く市民への支援も含めた経済対策を図ってはどうかと考えます。例えば新たな商品券を導入するとか、あるいは現行のハートフルクーポン券のプレミアム率を引き 上げるとか、市の財政調整基金等の活用も考慮して、アフターコロナも視野に入れながら大胆な経済対策を図ってはどうかと考えております。執行部の見解を伺います。

以上、6点にわたって質問いたします。

〇石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私のほうからは、6番目の市独自の商品券の支給等の経済対策についてお答えいたします。

今年度は地方創生臨時交付金の活用により、全国の多くの自治体で地域振興券が発売され、 プレミアム分の上乗せ分が話題となりました。当市のハートフルクーポン券は、事業者支援を 主たる目的としていることから、プレミアム分を10%分に抑え、その代わりに多くの方に使 っていただけるよう、1世帯当たり10万円を上限とする以外、購入に当たり制限は設けてお りません。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市内外経済の低迷に鑑み、令和2年度はハートフルクーポン券の冬季分に関しては、通常より2か月販売開始を早めて10月1日といたし、夏季分から途切れることなく使用できるようにしたほか、発行額も1億円増額し4億円といたしました。また、通常は発生するプレミアム分のうち、22%の事業者負担分も市が全額負担し、市商工会の協力をいただきながら、換金のペースを早めるなど、事業者の救済継続を支援してまいりました。

購入者の方に毎回実施している抽選会の当選内容を、5,000円分の商品券3種類で90 0本とするなど大幅に拡大したことが好評を博し、発売後1月半ほどで完売いたしました。

ハートフルクーポン券事業は、令和3年度もプレミアム分を市が全額負担することにより、 事業者支援を継続する前提で予算計上しております。あわせて、例年6月1日に発売開始となる夏季分についても、ゴールデンウィークの需要を見込み、4月26日に前倒しすることを予定しております。

今後とも新型コロナウイルス感染症対策を事業者に促すとともに、市内経済の活性化を図るべく、市商工会と連携を取りながら、購入者の方にも喜んでいただけるような施策を検討してまいります。

また、私はこのコロナ対策については、やはり市民の生命、これを第一に考えております。 それに併せて、牛久の活力を減らさない、活力をいかにして持続するかということも考えて、 様々な経済対策、これも私たちは大きな使命だと思って、これからももし何かそういうことで、 今必要であれば、至急でも取り組むようなことをしながら、生命、そして牛久市の経済、活力 にも大きなものができることを前提として施策をしてまいる所存でございます。

〇石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 私からは医療従事者への人的、経済的支援の拡充について、緊急包括支援金等の活用についてお答えいたします。

県は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に示されております新型コロナウイルス 感染症対応従事者慰労金交付事業を実施しております。この事業は、新型コロナウイルス感染 症に対する医療提供を行う医療従事者や、職員の勤務日数に応じて慰労金の支給を行うもので あります。国が定めた対象期間内に10日以上医療機関等に勤務し、コロナ感染症患者と接し た医療従事者等に、慰労金として1人当たり5万円から20万円が給付され、対象医療機関が 県に対し直接申請するものです。

茨城県の場合、申請期間は令和2年7月29日から令和3年1月29日までであり、既に市内の医科歯科並びに訪問看護ステーションの合わせて91関係機関において、交付済みとなっております。

新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関従事者は、常に自らの感染リスクと闘いながら、医療崩壊を招かないよう、医療従事者としての責務を果たしていることに、改めて深く感謝を申し上げるところでありまして、市といたしましては、苛酷な医療現場が少しでも緩和されるよう、感染防止対策を周知啓発し、差別や偏見防止の啓発を強化するとともに、医療従事者が現場を去ることのないような待遇の改善、慰労金交付事業の継続、医療機関への支援強化等、国あるいは県の対応を注視し、医療機関等からの要望については適宜県に伝えていきたいと考えております。

次に、無症状者・軽症者向けの宿泊療養施設の確保につきましては、令和2年2月25日現在、茨城県が確保している宿泊療養施設は4施設でありまして、うち民間ホテルが3施設、県の保養施設が1施設となっております。所在地は県南地区が2か所、県央と鹿行地区に1か所ずつで、収容部屋数は324室、うち50室が使用されており、稼働率は15.4%の状況です。

県は、今後も引き続き施設を拡充する方向で進めておりまして、近日中に1か所増え、部屋数は120室増加の444室になると予定と聞いております。

療養者が入居する施設については、県が確保し、全県下で調整しておりますので、他市にある療養施設も利用可能になっております。しかし、入居の調整に当たりましては、基本的に療養者の住所近辺としておりますが、空きがないなどの状況によっては、遠方になってしまう場

合もございます。

続きまして、宿泊・自宅療養者に対するパルスオキシメーターの貸与についてでありますが、 茨城県の療養者は先月2月28日現在で331名、その内訳は入院が144名、自宅療養者1 32名、宿泊施設療養者55名となっております。パルスオキシメーターは、手指に装着する ことで、血中酸素濃度を手軽に測定できることから、新型コロナウイルス感染症患者について、 肺炎症状重症化の早期発見に使われております。入院以外の療養者への貸出しは県が実施して おりまして、640個のパルスオキシメーターを確保し、県内全ての保健所に10個から20 個を配備して、3月はさらに追加購入する予定と聞いております。県では、3月1日現在で3 5個の貸出しを行っていることのようであります。以上です。

〇石原幸雄 議長 藤田 聡環境経済部長。

○藤田 聡 環境経済部長 私からは、4番目の営業時間短縮要請に応じた飲食店や納入業者 等関連企業への経済的支援の拡充につきましてお答えいたします。

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の国の指標がステージ3以上に相当する感染拡大市 町村に所在する飲食店等に対し、営業時間の短縮を要請してきました。

当市でも酒類を提供する飲食店等を対象に、まず11月30日から12月13日まで要請がありました。再び年明けの1月7日から同様の要請が発出され、翌1月8日から2月22日の解除までの期間は、全ての飲食店に対象が拡大されました。当市の場合、対象の全期間にわたり要請に協力した場合、11月30日から12月13日までは、1日当たり2万円、1月7日以降は1日当たり4万円の協力金が支給されることになり、酒類を提供する飲食店等では総額216万円、その他の飲食店では184万円が支給される計算となります。

2月22日の記者会見で、大井川知事は、営業時間短縮要請の解除を宣言するとともに、この要請及び外出自粛による影響を大きく受けている納入業者など飲食店関連事業者に県独自で20万円の一時金を交付する準備を進めていることを発表しております。茨城県は、国の緊急事態宣言対象地域には該当しないため、国が実施する同様の措置が受けられない事業者に配慮したものでございます。この一時金について、県の発表では今月1日から窓口が開設されており、中旬以降には受付が開始される予定となっております。

市としましては、国・県の今後の動向に注視するとともに、あらゆる業種を対象に、事業継続につながる独自の支援策について検討してまいります。

〇石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

〇内藤雪枝 保健福祉部長 私のほうからは、5番目の生活困窮世帯へのセーフティーネット 対策の強化についてお答えいたします。

まず、生活福祉資金貸付状況ですが、令和2年3月から令和3年1月末までの実績は、緊急

小口特例資金貸付件数が357件、貸付金額が6,662万円、総合支援資金貸付件数が15 5件、貸付金額が8,262万円となります。ちなみに、令和元年度の実績は、緊急小口資金、 総合支援資金を合わせて、貸付件数が5件、貸付金額は32万8,000円の実績となってお ります。

次に、住宅確保給付金の申請状況ですが、令和2年4月から令和3年1月末の実績は、給付件数が65件、250万2,000円を給付しております。昨年度と比較しますと、給付件数、金額とも約6倍の増となっております。

次に、生活保護受給世帯の現状ですが、黒木議員に答弁させていただいたとおり、令和3年 1月末時点の受給世帯は407世帯、受給者数は528名で、昨年同時期との比較では受給世 帯が2世帯滅、受給者数は1名減という状況です。生活困窮世帯の相談に対し、市社協やハ ローワークと連携し、生活福祉資金貸付等の、その方が必要としている支援を丁重に進めてお り、生活保護が必要な方は最低生活を保障する観点から弾力的な運用を行っております。特に 扶養義務調査等の取扱いにつきましては、誤解があるため、申請をためらうことがないよう、 相談時に必要な説明対応を行い、確実かつ速やかに保護の決定と実施に取り組んでおります。

続きまして、生活福祉資金貸付等の周知についてですが、新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援の案内の一部として市ホームページに掲載しているほか、市社協のホームページにも 掲載しております。また、令和2年5月、7月のボラセンニュース、令和2年5月、6月号の 地域かわら版に掲載するなど、行政区回覧により周知をしております。

今後におきましても、生活困窮等の支援が必要な市民に的確に対応できるよう、引き続き周 知に努めてまいります。以上です。

〇石原幸雄 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 コロナ禍の状況は、専門家の意見によりますと、少なくともあと二、 三年は続くということです。ですから、ワクチン接種を広く着実に実施し、一人一人が新しい 生活様式を定着させ、感染防止に努めるとともに、疲弊した社会経済活動を立て直し、人々の 暮らしを保障していかなければなりません。行政の果たすべき役割は、限りなく多いと言わざ るを得ません。

もちろん先ほども申し上げましたように、国や県が実施主体であって、市が前面に出て主体的に動くことができない場合が多いことは十分承知しております。なかんずく、感染症対策などはその典型かもしれません。しかしながら、国民、県民の最前線にあって、生活者の思いや願いを最も敏感に感じ取れるのは、市町村、自治体にほかなりません。だからこそ、国や県に遠慮なく注文していただき、政策に反映していっていただきたい。

一方で、市独自で取り組むことができることには、ちゅうちょなく踏み出していくべきだと

考えます。その意味で、市長自ら、市独自の経済対策の実施に対する考えを御披瀝していただいたことは評価すべきことだと考えています。

ところで、市長にお尋ねいたします。先ほどの御答弁の中で、具体的な経済対策については 言及されていらっしゃらなかったので、もし具体的な対策があれば、御回答願いたいと思いま す。

〇石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 経済対策にしても、牛久市はハートフルクーポン券、これは数十年来やっている事業でございまして、それに厚みを増すために、また利便性をするためにやったことによって、他市町村では3割増しだ、5割増しだとやった事業もございますけれども、思いのほか効果が出なかったということもございます。ですから、例えば私たちの政策を周知する土壌があったということと、これからどのように施策を周知するかということが大きなものかと思います。

こういうことで、今私たちは予算編成をいたしました。ことしは市税が7億円ちょっと減ったものですから、ちょっと厳しいところもございましたけれども、ただその中においても、もしこのタイムリー的なコロナ対策、経済対策、様々なことでもし必要とあれば、財政調整基金を活用してでも、積極的に支援、そして政策をタイムリーに行うことを職員にも言い伝えております。その意味で、今回の予算編成はそのようにしております。

ただ、私たちはまだ先々の分からないことが非常に多く、それに対してどのようにやっていいかというのは、非常に私たちも困惑しているのが実情です。今本当に走りながら、それで歩きながら、いろいろな対策をする中で、本当に歯がゆい思い、私たちも実際歯がゆい思いをしています。ですから、皆さんも本当に何をやっているんだという思いがあると思います。ただ、現状に沿った、そして牛久市に今できることが何かということ、そして市民に何かできることを模索しながらやっている状況でございまして、もしここをこうしたほうがいいというアドバイスがございましたら、私どもに様々な御提案をいただくことによって、市民生活が少しでも和らぐ、そして早く収束することが私の大きな目的でございます。

〇石原幸雄 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

午前10時31分休憩

午前10時45分開議

○石原幸雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助議員。

[10番甲斐徳之助議員登壇]

〇10番 甲斐徳之助 議員 皆様、改めましてこんにちは。新政会所属、甲斐徳之助です。いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に併せ、活動しております。今定例会におきましては、コロナ禍だからこそ取り組まなくてはいけないと考えられる施策と提案について、そして現況の確認の質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い、一問一答にて1問質問いたします。

コロナ禍の中で、随分と生活様式が変わってまいりました。誰しもそれぞれの中にあると思います。そんな中、地方への移住の興味、関心がメディア等に取り上げられ、機運が高まってきております。この状況下は、そのような希望者に御選択をいただける各自治体のチャンスであると考えます。過去の一般質問の答弁内容も踏まえ、移住希望者の獲得や人口増加に向けての実質的な取組をクローズアップしてお尋ねさせていただきます。

まずは、魅力のある宅地の提供、建物の提供等の質問をさせていただきます。購入希望者に対して、補助金等が考えられると思いますが、本市でも取り組んでいる空き家バンクとの連動性も考慮し、現況を確認させていただきます。

- 〇石原幸雄 議長 栁田敏昭経営企画部次長。
- **〇栁田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** それでは、空き家バンクの状況についてお答えいたします。

空き家の利活用策の一つとして、牛久市空き家バンク制度を平成29年9月から実施し、令和2年3月1日現在、95件の登録の受付があり、37件が売買されております。そのうち、23件、65人が転居、転入されています。内訳としては、市内の転居が8件、22人、県外からの転入は5件、14人、市外からの転入は10件29人でございます。

さらに、令和2年10月からは市内の空き地へ対象範囲を拡大し、牛久市空き家・空き地バンクとして運用しており、既に22件の空き地の登録の受付がございます。以上です。

- 〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。
- **〇10番 甲斐徳之助 議員** 22件の空き地の登録、理解しました。その空き家バンクの登録に対して、今後発信していくPR方法、PRも必要だと思います。その際のPR等の手法はどのように市のほうでは取り組まれているかも確認させていただきたいと思います。
- 〇石原幸雄 議長 栁田敏昭経営企画部次長。
- **〇栁田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** 空き家バンクの制度のPRにつきましては、固 定資産税納入通知書に同封するチラシ、空き家管理の助言等に同封するチラシ、ふるさと回帰 フェア等の移住・定住イベント用のチラシ、各種チラシを作成してお知らせしております。

また、イベント時や窓口用としてポケットティッシュを作り、配布しております。さらに、 市ホームページでの紹介のほか、同時に国土交通省指定の全国版空き家・空き地バンクを運営 する株式会社アットホーム及び株式会社ライフルでのホームページ等での掲載を、希望を伺っ た上で行っております。

- 〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。
- **〇10番 甲斐徳之助 議員** すみません、そこのところちょっと1回確認したいのですけれども、イベント時、窓口ポケットティッシュを作り、配布しておりますという話をされましたけれども、そのイベントって、どんなイベントでそんなことをやっていらっしゃるのか、聞いてもよろしいですか。
- 〇石原幸雄 議長 栁田敏昭経営企画部次長。
- ○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 先ほどの答弁の中でもございましたふるさと回帰フェア、こちらについては、今年度はコロナ禍で実施できなかったのですけれども、全国の自治体が集まって移住・定住をPRするイベントで大勢の人が集まってくるものでございます。また、近隣であみ・アウトレットで牛久市への定住、移住を目的にしたイベントもございまして、それを年1回、本年度はちょっと実施難しかったのですが、昨年度については12月に実施して、そういった際にポケットティッシュなどを配ってPRしております。
- 〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。
- **〇10番 甲斐徳之助 議員** イベントでの集客実績を募っていく段取りは理解しました。ありがとうございます。

そのためにも、多くの方を呼び込んで選択していただくためにも、例えば購入の際の控除とか優遇措置、そして制度の確立も大事なのかなと思います。その際、事例があるのですけれども、例えば近隣でいくと日立市においては、市役所に地域創生推進課カウンターなるものを設けて移住相談窓口をつくっているそうです。相談業務に移住コンシェルジュを配置しているということと、また金融機関と連携して、購入者の住宅ローンの金利の引下げを図っているようであります。牛久市においては、こういう購入のケースに至る場合の金利優遇や取組の制度があるのか質問させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 〇石原幸雄 議長 栁田敏昭経営企画部次長。
- **〇栁田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** 金利優遇制度についてお答えいたします。

自治体と地方銀行の連携協定による住宅ローンの金利優遇措置は、平成28年頃より増加しており、茨城県内で実施していない自治体は13自治体となっていることは承知しております。また、空き家活用を含めた自治体の移住支援金制度がない自治体が数少なくなってきている現状も認識しております。

現状といたしましては、個人財産への公的資金の投入について、その是非を検討している段階でございます。なお、他自治体の実施例等、動向を常に注視しており、実施の段階に至った際には、すぐに事業開始できるよう準備をしております。以上です。

〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。

〇10番 甲斐徳之助 議員 再質問します。近隣の動向をチェックしているということですけれども、私は今、日立市の例を挙げました。この辺、県南地区だとどの辺がやっていらっしゃるのか把握されていますか。

それと、事業開始の準備をされているという御答弁でしたので、準備ということはやるので しょうから、私はやったほうがいいと思います。それはいつ頃御計画されているのか御答弁い ただければと思います。

〇石原幸雄 議長 栁田敏昭経営企画部次長。

〇栁田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 近隣の動向ということですけれども、近隣、ほとんどの自治体でやっております。土浦市、稲敷市、龍ケ崎市、こういったところで実施、金利優遇の銀行との協定を結んだ実施をしております。

また、当市の事業の開始時期についてなのですけれども、ちょっとまだお答えできる段階ではございません。以上です。

〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 準備をしているということで、やっていただけるのだなと思います。いつだという明言ができないということでありましたが、県南のほかのエリアがやっているところに、牛久市がそういう制度を設けないという、政策をやることは必要ないと思いますので、ぜひ前向きに事業検討していただいて、実施を早めていただければと思います。

今、コロナの時期でこういう注目度が上がっているからこそ、取り組まなければいけないことだと思いますので、切にお願い申し上げて、関連のテレワークに移らせていただきます。

冒頭にも申し上げましたが、地方移住への動きは、興味、関心が高く、大変機運が高まっております。事前に資料で頂きました皆様が作成されているまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の2、「牛久とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる」、施策2-1「ちょうどいい田舎暮らしの実現の支援」という項目がありました。私も東京で勤めをしていたこともありますし、ほかの自治体に住んでいたことも、他県に住んでいたこともあります。比較しても、やはり茨城県、そして県南という環境は、そういう条件の選択の中に、大変そのとおりだなと私も思っております。

最近は、国の進めている働き方改革や、コロナ禍の対応支援策として、テレワーク事業が取り上げられているのは周知の事実であります。本市はそれに対し、具体的にはどのように取り

組んでおられるのか御答弁をと思います。

- 〇石原幸雄 議長 栁田敏昭経営企画部次長。
- **〇柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** テレワークやサテライトオフィスは、国が進める働き方改革や新型コロナウイルス感染拡大防止の有効な取組の一つとしてはもちろん、企業の固定コストの抑制や地方でのビジネスチャンスの拡大等の観点から大いに注目され、民間企業側に地方への分散の動きが見え始めていること、また国による財政支援制度等も出始めている状況にあると認識しております。

この傾向と本市の状況を考えてみますと、東京を初め、市外に通勤する方々の多い本市にとっても、その有効性に期待が持てる一方で、東京まで電車で1時間という交通利便性の高さと、地方の戸建て住宅においては、家屋内でテレワークスペースの確保が比較的容易であるという住宅事情から、茨城県南地域におけるサテライトオフィスの需要には、一抹の懸念を残すところであります。

以上の点から、現時点では公共が直接オフィススペースを整備するのではなく、あくまで民間主導によるサテライトオフィスの設置、開設を第一に考え、市としましては、国に対して特に在京企業の地方進出をさらに加速させるための財政支援等の拡大を、県に対してはサテライトオフィスも含め、企業が地方に進出した後の支援の拡大を、それぞれ強く要望しているところでございます。

- 〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。
- **○10番 甲斐徳之助 議員** 県に対して、サテライトオフィスを含め、民間主導の部分を後で再確認したいと思います。

引き続き拡充等の要望は強くお願いしまして、テレワークの件をちょっと少し触りたいと思います。

以前、私はこの質問を一般質問の中で取り上げさせていただきました。その際の答弁内容を振り返りますと、「テレワークはビジネスや人口増加のチャンスである。その際に、つくば市、取手市、龍ケ崎市などでも起業家支援のためのスタートアップ事業を行っている。法人税の見込み等もある。他自治体先行事例を十分に研究し、どのような支援がよいか検討してまいります」といただきました。そこで、改めて問います。あれから半年ぐらいですけれども、このようなコロナ禍の中で、さらには具体的な取組をもう一度質問させてください。

- 〇石原幸雄 議長 根本洋治市長。
- **〇根本洋治 市長** 牛久市では昨年度より市の最上位計画である第4次総合計画と、第2期ま ち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めてまいりました。

総合計画(案)でございますけれども、第3章「魅力あるしごととにぎわいが生まれるま

ち」、第2節「すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり」の重点取組事項として、 ワーキングスペース等を設置し、託児所との連携などにより、乳幼児のいる親のテレワークを 支援します。テレワークの普及を好機と捉え、東京圏の牛久出身者のUターンや田舎暮らし希 望者のIターンを支援しますとうたっております。

総合戦略では、重要業績評価指標KPIにコワーキングスペース等の設置の個数、テレワーカーの移住者数などを設定しております。

また、令和元年度より実施しておりますわくわく茨城生活実現事業においても、移住者の要件として、テレワークによる移住と、各自治体で設定する関係人口による移住者も、令和3年度から対象とすべく準備中であります。

テレワークによる移住については、東京圏での居住や通勤期間の要件は同じですが、所属する在京企業は変わりなく、勤務形態がテレワークになり、自らの意思で当市に移住してきた者を対象とするもので、関係人口について牛久市では、牛久市内に通算5年以上居住したことがある者、または市内に住居を購入した者であって、転入時に55歳未満の世帯数2名以上かつ県内に就業または起業している者と定義いたしました。

以上のように、コロナ禍での状況の変化を踏まえ、移住政策と移住事業によって適宜検討を 加えております。

〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。

〇10番 甲斐徳之助 議員 御答弁いただきました中で、内容を聞きますと、前向きにお考えいただいていることと思います。

そのテレワーク自体に対して少しお尋ねしたいのですけれども、移住の金利優遇、1番、2番の質問と、その労働をする会場の提供というのが同時並行で選んでいただいて、常磐線沿線で1時間県内である牛久市に移って、住んで、働いてみようという話になると思います。ちょっとほどよい田舎であって、やっていくということでございますけれども、そのテレワークも具体的に、今取り組む、前向きにやっていくという中で、今現時点で、ではここを出してあげましょうというのを、市のほうでの検討はどこで考えていらっしゃるのか。

私が先に話をさせていただくと、今年度予算が上がっていますけれども、当然エスカードビルの空いているフロアだったり、そういうところを会場設置の予算取りに取ってみたりとかという提案をしたいと思うのですけれども、実際我々はそれが上がってくるものを決める議決権なわけで、執行者は皆さんなわけですから、テレワークに対して、私はエスカードを提案するのですけれども、そういう部分に関してはどうかなと思います。お尋ねします。

それと、先ほどあった民間主導の該当企業があればという答弁をいただきました。現時点で ないのではないかと予測されますし、エスカードビルに対しての入居の状況を見ると、なかな か苦しんでいるのかなと思います。

そうは言いながらも、当市には第三セクターがあるわけで、その管理会社ですよね。そういう制度をもうそこに委託して、任せて、例えばですけれども、利用者と直接契約をしていただいて、そこで働いていただくという仕組みを1回本気で検討されてみてはどうかと思います。やっていらっしゃったら失礼な話になるのですけれども、エスカードビル自身が、売上げが立っていないと、ここで決定した4億円の貸付けの返済も見通しが立っていかないと思うのです。だから、ビルを埋める、テレワークを使った地方移住の利用者が増える。そういうことを行政がやっていくのも、先ほどは行政はやらないと、民間主導と言っていましたけれども、そういうことを考えてやっていってはどうかなと私は質問と提案をここでいたします。

今、コロナで職種によって全然状況が、それぞれ仕事として違いますので、テレワークを使った地方移住においての、地方自治体が利益といいますか、税収を含めた町の活性化事業としてやっていくことは、全然何の異論もないことでありますので、注目されていると思います。 その辺をどう考えているか、再度、再質問とさせていただきます。

〇石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 テレワーク等の設置についても、エスカードについて、今計画に入っております。そういうことで、新しい仕事のやり方、働き方改革というのも非常に私たちも注目していました。恐らくそういう需要があることと見込んでやっております。ただ、どのぐらいの規模になるか、まだ我々も分からない部分もございますけれども、ただそういうことについては着目しているところでございます。

また、テレワークについても、オフィスということで、実は経済産業省の梶山大臣に会う機会がございまして、直接言ってまいりました。そのときも、こういう中小企業のそういうことで、何かそういうことで新しい仕事のことでないかということでお話に行って、そういう関係の団体に私のほうからもという話をいただいております。ただただやはり、これは難しい。実際、そういう企業が茨城県に来るという話がありましたけれども、実際つくば市になってしまいました。牛久市はまだその知名度が足らないとか、とんでもない話だと思うのですけれども、牛久市のほうが話、そう決まったよりは利便性もいいのかな、そして駅前のビルということで、僕はそのほうがいいと思うのですけれども、まあいろいろそちらへ選択する人は企業のほうなので、まあそういうことでこれからそういうテレワークとか、新しい牛久市の人においても、牛久市のその場所でやってもいい、だから恐らくいろんなビルの形態、エスカードもいろんなことも考えていくしかないので、やはりいろんなことでやっぱり利益を出す方法を考えていく、その中でただ一つ大きなあれば、民間のもののあれでは、いろんなやるとき、補助金が出ないという話を聞いておりますので、ですからそこをどのように解決していく、市税を使わないで

うまくそういう施設をどのようにこれから造っていくのかな、造っていかなければいけないのかな、これが私たち今非常に悩ましく、これを進めることによって、駅前、そうしまして牛久市の人口も多くなる、経済発展もするのかと私は思っております。

〇石原幸雄 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 市長自ら御答弁ありがとうございます。

大きく具体的にどこが、どの企業だとか、そういうことは今現時点で話は出ない、出せない のでしょうけれども、御答弁内容のニュアンスを聞いていますと、私がお話しさせていただい たことは、当然視野に入れて、前向きに考えていらっしゃると受け止めました。

今、何度も言って申し訳ないのですけれども、こういう時期だからこそクローズアップされていく事業政策を、僕は自治体が取り組んでいくことは全然間違いじゃないし、むしろ一生懸命やるべきだと思っていますので、独自の魅力ある政策を御期待申し上げて、一般質問を終わりたいのですが、牛久市は、もうちょっとだけ言わせていただくと、牛久市自身は私もよそのところから来たこういう立場でこういう話をさせていただいていますけれども、皆さんどう思っていらっしゃるか分からないですけれども、本当に魅力のあるまちだと思います。まずは立地条件が一番便利というのですかね、1時間圏内と皆さん言いますけれども、それが実際に1時間は正直きついんですよね。1時間圏内毎日通うのはきついのですよ。だけど、いろんな意味を考えていくと、茨城県という目線で見ると、すごく恵まれているなと思います。

ただ、これを関東、全国となっていくと、もうちょっと努力が必要なんだろうと。それを一生懸命やっていくのが行政に携わる皆さんであろうし、こういう政治の場面に携わっていく私どもの提案だと思いますので、その辺の協力体制を期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○石原幸雄 議長 以上で10番甲斐徳之助議員の一般質問は終了いたしました。

ここで報告をいたします。

午後の議事を所用により早退させていただきますので、再開後は副議長と交代いたします。 ここで暫時休憩をいたします。再開は13時15分といたします。

午前11時13分休憩

午後 1時10分開議

○藤田尚美 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わりまして副議長が議事を進めますので、御了承願います。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。議席 はただいま御着席のとおり指定いたします。 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番長田麻美議員。

[4番長田麻美議員登壇]

〇4番 長田麻美 議員 改めまして、こんにちは。日本維新の会、長田麻美でございます。 通告に従いまして、一問一答方式にて質問させていただきます。

1つ目の質問といたしまして、おくの義務教育学校の一体型校舎について質問いたします。 この件に関しましては、以前にも質問させていただいておりますが、その当時は基本設計もこれからのことということで、具体的なお話を伺うことはできませんでした。今年度予算に予算が計上されたことも踏まえ、進捗状況の確認をさせていただきます。

○藤田尚美 副議長 吉田茂男教育委員会次長。

〇吉田茂男 教育委員会次長兼教育企画課長 おくの義務教育学校の一体型校舎の整備につきましては、本年度当初より教育委員会に内部検討機関としてのおくの義務教育学校一体型校舎 建設検討会議を立ち上げ、他部局の協力も得ながら検討を進めてきました。

具体的な検討の内容としましては、2か所に分かれている施設を1か所にまとめる際の学校の位置、今後の奥野地区の児童生徒数の推移と併せ、小規模特認校制度を活用してどの程度の児童生徒を確保することができるかの想定からの学校の規模、現在の校舎の老朽化の状況から勘案した増築か改築かの検討、そして市全体の他の事業計画との整合を含めた財政的な見通しの下でのスケジュールの検討等、設計に入る際にその根幹となる部分について検討してまいりました。

そのような中で、学校の位置につきましては、通学の利便性のほか、もろもろの条件から、 現在南校舎のあります旧牛久二中の敷地にて実施することを先月2月の教育委員会定例会にて 決定いたしました。

また、学校の規模につきましては、おおむね普通教室で12クラス程度、増築か改築かにつきましては、既存の施設を最大限活用したリノベーションによる考え方で整備し、必要経費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

施設分離型での運用上のデメリットや現在の校舎の老朽化の状況、さらには統合による国の 支援制度がおおむね開校から6年以内に限られることなどから、現在の段階では令和7年4月 からの供用開始を目指して、令和3年度より基本設計に入りたいと考えております。以上です。

○藤田尚美 副議長 長田麻美議員。

〇4番 長田麻美 議員 新築ではなく、リノベーションという方向で考えていることを理解 いたしました。

ひたち野うしく中学校建設のときに、木のぬくもりを大切にしたコンセプトで建てられたと

思います。今回、おくの義務教育学校の新校舎リノベーションに関して、どのようなコンセプトなど、構想がもし市長の中であればお聞きしたいと思います。

- **〇藤田尚美** 副議長 根本洋治市長。
- **○根本洋治 市長** 私も中学校、ひたち野うしく中学校、木で平家ということでこだわってまいりました。今回は、既存の建物を使うという、予算的にもございます。ただ、今までのような内装の改装ばかりではなく、旧校舎であってもこういうことができるのというものをちょっと私は新しく、またひたち野うしく中学校のようにプロジェクトもつくりまして、今までの既成の考えにないものをちょっと私は提案しております。なるべく柔らかみと温かみのある校舎にしようと思っております。
- **○藤田尚美 副議長** 長田麻美議員。
- **〇4番 長田麻美 議員** 古い校舎でも新しいことを考えているということで、大変楽しみで ございます。

旧第二中学校校舎、現南校舎の敷地でと決定したとのことでありますので、旧奥野小学校、 現北校舎の敷地が新校舎開校後は利用されなくなります。過去にも跡地利用について何度か質 問させていただいておりますけれども、令和7年に開校予定ということで、それまでに跡地利 用についても計画をされていくのではないかと思います。どのような計画がなされているのか お伺いします。

- ○藤田尚美 副議長 吉田茂男教育委員会次長。
- 〇吉田茂男 教育委員会次長兼教育企画課長 一体型校舎整備後の跡地利用につきましては、 一体型校舎の整備場所が決まらないうちは具体的な検討ができないこととなります。先ほど御答弁申し上げましたとおり、一体型校舎の整備は、南校舎のあります旧牛久二中の敷地にて実施することを決定しましたので、北校舎のあります旧奥野小学校敷地及び既存施設については、 今後その利活用を考察していくこととなります。旧奥野小学校敷地内には、奥野ふれあい保育園も併設されておりますので、市長部局との協議も必要と考えております。以上でございます。
- **○藤田尚美 副議長** 長田麻美議員。
- **〇4番 長田麻美** 議員 跡地利用についても、売却やさらには既存校舎を活用した民間の誘致など、様々なことがあると思いますので、併せて遅れのないように進めていったほうがいいと思います。

また、御承知のとおり、牛久市はコミュニティ・スクールとして教育活動を実施し、地域の様々な方々に協力してもらい、地域参画の下、学校、児童生徒を育てていく取組に力を注いできたと存じます。おくの義務教育学校も例外ではなく、たくさんの地域ボランティア、サポーターの方々の御支援があり成り立っていることは周知の事実でございます。そうした地域の

方々、学校関係者、皆さん新しい一体型の校舎について、何も周知がされていないと心配されているところでございます。地域の中で一緒に学校を育てていく環境でございますので、この計画の周知を迅速にすることは不可欠だと考えます。お考えをお伺いいたします。

○藤田尚美 副議長 吉田茂男教育委員会次長。

○吉田茂男 教育委員会次長兼教育企画課長 おくの義務教育学校での教育活動は、コミュニティ・スクールの仕組みを中心に、多くの地域の皆さんの御協力の下、実施できておりまして、一体型校舎の整備につきましても大きな関心を寄せていただいているものと感謝しております。ところで、今後の学校施設は、学校としてのみならず、その施設が地域コミュニティー振興の中心施設となっていくものと考えております。地域防災の拠点であることはもちろんのこと、子供だけでなく、大人たちにとっても健康で生きがいのある人生を目指して、子供たちとの関係の中で一生涯を通じて学び続けるための場所になれればと思っているところです。

そのように考えたときに、おくの義務教育学校の一体型校舎の整備過程において、地域住民の方々の参画を得て、その結果、地域の皆さんの愛着のある場所となっていくことは、大変意義のあるものと考えます。

本年度の検討では、その内容から、地域住民の皆さんへの周知は控えさせていただきましたが、具体的な内容の検討に入る次年度以降におきましては、できるだけ多くの意見を伺えるような仕組みを考えていきたいと思います。まずは、教育委員会内で本年度検討した基本的な事項を丁寧に説明させていただく機会を設けてまいりたいと思います。以上でございます。

○藤田尚美 副議長 長田麻美議員。

〇4番 長田麻美 議員 次年度以降は、地域の方々へのお考えなども取り入れていくようしていただけるということで、安心しました。ぜひとも地域の皆様のお声なども踏まえて、計画を進めていってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。学校校則の見直しについてお伺いいたします。

学校校則に関し、特に市民の皆様から改善の要望が多い具体的な事柄に絞って質問させていただきます。

以前、同僚議員からも校則について質問がありました。まず、取りかかりとして、現在市内 学校校則について、どういう規定であるのかをお伺いします。

○藤田尚美 副議長 染谷郁夫教育長。

〇染谷郁夫 教育長 校則や学校の決まり、約束は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長していくための指針として学校ごとに定められています。それらを決めるに当たり、生徒会で話し合う場を設定したり、学級活動や道徳の時間に決まりや約束について意見を聞き話し合ったりするなど、子供の意見を直接または間接的に取り入れて作成したり、PTAの意

見を聞いたりしている学校があります。子供の意見を直接取り入れていない学校もありますが、 新入生説明会で保護者の意見を聞くなどして一部取り入れています。

また、各学校は毎年見直しを行っています。特に次年度の教育計画を立てる際は、学校教育活動全般について検討していますが、その中で校則や決まり、約束についても見直しを行っているところです。

- **〇藤田尚美 副議長** 長田麻美議員。
- **○4番 長田麻美 議員** ただいまの教育長の答弁で、毎年見直しを行っているとの御答弁で したが、どのように見直しを行っているのかが不明な点であり、現代に合っている校則とは思 えないことも多く残っていると思います。時代に合わせた校則に見直しをするべきであると考 えますが、いかがお考えでしょうか。
- **〇藤田尚美 副議長** 染谷郁夫教育長。
- ○染谷郁夫 教育長 校則は、各学校で毎年見直しを行い、時代に合わせて少しずつ変更がなされています。例えば、中学校の女子の制服において、スカートだけでなくスラックスを認めるようになりました。また、靴下は、白のみだったものを白、黒、紺色のいずれかに変更したり、マフラーやコートなどの防寒具の色も華美でないものとして選択できるようにして、生徒が判断できる幅を広げています。

ひたち野うしく中学校では、生徒会によるひたち野うしく中憲章をつくり、自分たちのあるべき姿を掲げ、自分たちでよりよい学校をつくり上げていく道しるべとしています。このように、自分たちで決まりをつくっていくことで、子供たち一人一人が、自分だけよければいいのではなく、他者と共に生活することの大切さを学んでいくことができます。その結果、校則は自分たちの決まりとなり、ひいては時代に合ったものになっていくと考えます。

教育委員会といたしましては、こうした考えを大切にするとともに、9月議会の一般質問に もありましたので、9月の校長会でよりよい校則の見直しを呼びかけました。学校では、来年 度の教育活動を検討していく中で、子供たちの意見も取り入れながら、中学生らしさについて 考え、その意見を反映させていく方向です。

- ○藤田尚美 副議長 長田麻美議員。
- **○4番 長田麻美 議員** ただいま、靴下などですね、白だけではなくて、白、黒、紺に変更 したという答弁をいただきましたが、それは全学校でしょうか。
- **〇藤田尚美** 副議長 染谷郁夫教育長。
- ○染谷郁夫 教育長 来年度の校則の見直しというか、教育活動の変更というのは、まさに1月、2月、3月で進めている状況であります。でありますので、令和3年度、どのような校則にしていくかは、ちょうど今出来上がるか、話し合っている時期だと思いますので、具体的に

今来年度の状況を把握している状況ではありません。

- **○藤田尚美 副議長** 長田麻美議員。
- **○4番 長田麻美 議員** 私のほうでは、まだ全学校が靴下の色は白じゃなくてもいいという ふうにはなっていないという情報が入っております。共働き世帯が多い中、靴下や靴が白のみ との校則は洗濯や漂白が大変であるとの御意見が多く、真っ白な靴は種類が少なく高い、そしてサイズアウトしたものでも、まだ履けるのに、変色が激しいため、お下がりとして上げられないなど様々な問題があります。

私のところに、とある母子家庭のお母さんからのお話を伺ったのですが、遅くまで仕事をして、帰ってきて、自分には母子家庭だということで負い目があるということで、遅く帰ってきて疲れていても、子供の靴下が汚かったらいじめられるのではないかということで、夜泣きながら洗っているという連絡もいただきました。やはりそういう御家庭の負担も考えて、子育てしやすいまちを目指すのであれば、そういうところまで気を配ってあげるのも、学校や市の役割ではないかと思います。白でなくてはならない特別な理由があるのか、せめて華美ではないものなどと緩和すべきと考えますが、いかがでしょうか。

- **○藤田尚美** 副議長 染谷郁夫教育長。
- ○染谷郁夫 教育長 これまで基本的に学校の校則というのは、先生方がメインになってつくっていたという長い歴史があると思います。今、コミュニティ・スクールとなって、保護者や地域の方々も学校運営に参加するようになったこと。それから、アクティブラーニングといって、子供たちがみんなで話し合いながら学んでいくという姿勢は、別に学校の授業だけではなくて、校則をつくったり、行事をやったりするのもみんなそうやって多様な他者と一緒に互いにつくり上げていくということが、これからの子供たちには大切な、大切な資質なのかなと思いますので、そういったコミュニティ・スクールとかアクティブラーニングという視点から、学校に校則の在り方を投げかけていきながら、今のような現状も保護者の意見として入れていきたいと思っております。以上です。
- **○藤田尚美 副議長** 長田麻美議員。
- **○4番 長田麻美 議員** 女子の制服がスラックスも認められるようになった、その点はジェンダーレスの時代においてもちろん必要なことですので評価すべきところであります。しかし、男子のロングへアは校則違反ではないと認められているのかどうか。また、なぜ男子のスカートも認めるとの御答弁がなかったのでしょう。直接声の上がらないところも取り入れるべきではないかと思います。

また、髪形で多くの問合せがあります。ツーブロックやサイドなどを刈り上げる髪形ですね、 アシンメトリーについてですが、禁止とされているだけで明確な禁止理由がないと。答えられ る教職員の方もいないと思います。校則の大半や中体連の規定は、中学生らしい髪形と記されており、生徒、保護者からは中学生らしい髪形とはどんなものなのかとの問合せが後を絶ちません。

おととし、髪形や髪色について規定する校則、髪形の校則について、教員400人を含む計1,000人に聞いた、髪形校則への本音調査の結果を大手メーカーが公表しました。その中で、教員の70%が勤務校の髪形校則に疑問を感じていると回答しており、また87%が時代に合わせて髪形校則を変えていくべきだと思う。93%が時代に合わせて校則自体を変えていくべきだと思うと答えております。こうしたことで、全国の高校でも髪形の禁止を撤回している高校が多く出ています。禁止とする明確な理由があるのかをお伺いいたします。

〇藤田尚美 副議長 染谷郁夫教育長。

〇染谷郁夫 教育長 昔は細かく髪の毛の長さから、色まで全部決めていた時代がありましたが、中学生らしい、らしさということで曖昧にしているところが多いと思います。逆に言うと、らしいとか、らしさということになると、一体それはどういうことなんだろうと逆に話し合うきっかけにもなると思うのです。だから、子供たち、先生、保護者も交えて、集団生活の中で、中学生らしいとはどんなことというのを話し合うという、そういった協働の学びの場を授業以外にもいろんなところで設けていくことで、その学校の進むべき方向が見えればなと思っていますので、校則についてもみんなで協働して学んでいこうということを話し合っていけるように、学校に勧めていければと思っております。

○藤田尚美 副議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 本市の牛久市教育振興基本計画、教育基本法の概要第2条において、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び関連を重視し、勤労を重んずる態度を養っていくことと定めておりますが、ファッション業界の職業を望む生徒も多くいることから、髪形の自由も職業の関連を重視する一環に値するのではないでしょうか。これはカラーやパーマに関しての規則に反対するものではありませんが、しかしこのグローバル社会において国際交流などもやっていると思いますが、学校のほうでも様々な人種の子供たちもいます。過去にはもともと色素の薄い子に、染めていないと家庭から申請書を出させることや、もともと明るいのに黒染めを強要された生徒もいます。また、コーンロウやドレッド、ブレードと呼ばれる編み込みの技術ですけれども、これをファッションだけではなく、もともと縮毛を抑えるための技術、文化であります。また、2019年には茶色い地毛を黒く染めさせるなど理不尽なブラック校則を学校からなくそうと活動するプロジェクトの発起人らが約6万人の賛同者の署名を集め、ブラック校則の改善を求める要望書を文部科学省に提出しており、国会でも議論が重ねられているところです。

学校校則は各学校で決めるものと、学校のことに関しては、いつも学校で決めることなのでという答弁を何度もいただいておりますけれども、私のほうに連絡してくる保護者、生徒は、学校単位で決めるものと認識している方は少ないです。また、それを学校に確認したところ、市の方針で決まっていますのでという答えも返ってきます。私どもからしたら、どっちなのといつも思ってしまいます。学校に直接保護者、生徒から声が上がっていないからと言われることもあるのですが、私どもに上がってくる声も、そういう方々がもう学校や市に上げていると思って連絡をくれるので、その辺も踏まえていただきたいと思います。

また、前回の同僚議員の質問の中でもありましたけれども、掃除の時間にバケツの水を替えてはいけないという校則なども、この感染症対策の中で、全く時代には合っていない校則になっていると思いますので、ぜひ今まさに校則を決めているところと、今教育長から伺いましたので、その点も強く要望していただきたいと思います。

学校単位で決めることというのも分かりますけれども、ひたち野うしく中学校では生徒会で話し合って校則なども決めているということですけれども、各学校が全部行えているわけではありませんので、隣の学校がよくて、なぜうちの学校は禁止なんだという声が非常に多いです。先生たちが、なぜ駄目なのか理由を言えない校則というのは、ちょっと校則としては成り立たないと思いますので、市のほうから方針を言っていただき、今後各学校が校則の見直しを的確にしやすいように示していただけるよう、強く要望いたします。

それでは、最後の質問に移ります。駅前の活性化について伺います。 まずは、現状の確認をいたします。

- ○藤田尚美 副議長 柳田敏昭経営企画部次長。
- **〇栁田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** 駅前の活性化、現状ということでお答えいたします。

駅周辺につきましては、当市の玄関口として、人が集い、にぎわいを創出する空間として、また各地域を結ぶ公共交通の結節点として重要な役割を担う場所であります。牛久駅周辺におきましては、これまでも東口駅前広場の改修をはじめ、市民の皆様の御意見を伺いながら、活性化に向けた対策を実施しております。

しかしながら、駅周辺の現状としては、空きテナントも多く、昨年度の市民満足度調査の結果におきましても、駅周辺の活性化について高い関心が示されるなど、市民からはさらなる活性化策が求められているものと認識しております。

そのような中、牛久駅周辺の核ともなるエスカード牛久ビルの対策として、公共的利活用に よるエスカード牛久ビルの活性化を図ることを目的に、エスカード公共施設基本構想・基本計 画を策定いたしました。この計画では、集客力のある施設、多世代の交流が可能となる施設、 学生等が積極的に利用できる施設をコンセプトとして、これまでの買物の場から、皆が集い交流する、集いの場への転換していくことを目指しております。

今年度は改修工事を行うための実施設計業務を進めており、令和3年度から工事に着手できるよう準備を進めております。

また、空き床対策につきましては、コロナ禍で大変厳しい状況ではございますが、公共施設の整備がもたらす効果が、エスカード全体の活性化と空き床の早期解消につながるものと考え、引き続き茨城県などとも連携しながら、店舗やオフィスなどテナントリーシング活動に取り組んでおります。

- **〇藤田尚美 副議長** 長田麻美議員。
- **〇4番 長田麻美 議員** 次に、中心市街地活性化に向けた市の考え方についてお聞きいたします。
- ○藤田尚美 副議長 栁田敏昭経営企画部次長。
- **〇栁田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** 毎年行っております市民満足度調査や、第4次総合計画策定に係る市民アンケートによりますと、市民は中心市街地ににぎわいを求めております。回答からは、中心市街地であるエスカード牛久ビルを含む牛久駅周辺や、牛久シャトー周辺の活性化が重要視されており、市民が現状に満足していないことが読み取れます。

市では、にぎわいを呼び込むための一案として、自治体をまたいだ地域での情報発信が有効であると考えております。

現在、市が参加・活動している地域をまたぐ広域的な団体には、茨城県常磐線整備促進期成同盟会など、JR常磐線関連の3つ要望団体がございます。それらの団体は、常磐線の安全性・利便性の向上、ダイヤの拡充、東海道線への乗り入れなどの実現を目的として、国やJRに対する要望活動や街頭での啓発活動を行っております。

しかしながら、これらの要望団体は鉄道環境の改善を目的としており、駅周辺の中心市街地の活性化を念頭に置いた活動は行っておりません。このため、牛久駅前の活性化を図る一助として、茨城県南の常磐線沿線都市で連携し、駅周辺の活性化を図るまちづくりを推進する新たな取組も検討課題の一つであると考えております。以上です。

- **○藤田尚美 副議長** 長田麻美議員。
- ○4番 長田麻美 議員 駅前の活性化には、JR常磐線の利便性の向上も大きく影響があることであります。JRへの要望運動は、交通体系特別委員会としても提出しておりますが、やはり委員会や一自治体単位では難しいところも多いかと思います。声を大きくするためにも、常磐線沿線上にある近隣自治体との協力は重要になると思います。

都内通勤圏内、県南エリアの駅前活性化に向けた地域連携を強化すべきと考えますが、お考

えをお伺いいたします。

〇藤田尚美 副議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は常々、防災にしても、また町を活性化するためにも、これは単独の市ではもう限界があるし、様々な地域の特色のある開発はできないと私は常々思っております。 その中で、この常磐線、私の基幹となる常磐線、東京駅まで1時間以内で行けるというのはすばらしい、そういう資源を持っているわけでございます。

そこで、特に取手市、土浦市、龍ケ崎市に呼びかけ、4市で茨城県南JR常磐線沿線地域活性化に関する意見交換会を2月に行いました。それで、お互いにいろいろな課題を見つけながら、協力できること、そして特色のあるこの沿線のものをどう使っていくかということが、これから大きな地域の活性化になるのかなと思っております。

それぞれの4市の持つ地域資源、その次に地域資源という話がございますが、一つには、東京にいる人が主らしいです。例えば牛久市に住むと、もう10分もすると緑のあるところに行ける、そういうことで、東京都がそういうところ、歩いてもそういうものがない、そしてたこを揚げようと思えば、ちょっとした空き地でも揚げられる。それは、まさしくこの茨城県南の地域なのかなということで、そういう地域資源を何とか私たちもう一度発見して、それをこの4自治体で活用しながら、常磐線沿線の活性化をしようということが大きなものでございます。いろんな情報を交換しながら、そして交流人口、そして関係人口を増加させるためにも、行政の垣根を越えての連携が必要となっております。そうした様々な交流を深めながら、これからも意見交換会を開催していく所存でおります。

○藤田尚美 副議長 長田麻美議員。

○4番 長田麻美 議員 今、新型コロナウイルス感染症防止対策や経済的支援のほうが最優 先になっていることと思いますけれども、この拡大が落ち着き、また人々が集えるようになる ころには、今までのように県民、自治体と協議を重ねていただいて、全体的に魅力のあるまち づくりを目指してほしいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○藤田尚美 副議長 以上で4番長田麻美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時といたします。

午後1時44分休憩

午後2時00分開議

○藤田尚美 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子議員。

[15番須藤京子議員登壇]

〇15番 須藤京子 議員 皆様、改めましてこんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

1番目の質問は、令和3年度予算における新型コロナウイルス感染症による影響と対応についてであります。

昨年1月15日、日本国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症は、拡大と鎮静化が繰り返され、日常生活ではステイホームが常態化し、教育現場をはじめ、社会経済活動などに甚大な影響が生じており、地方経済は戦後最大の危機に直面していると言われております。

こうした状況は牛久市においても同様で、令和2年度の市政執行は、感染症への対応も臨機 応変に実施していかなければならず、困難を極めたことと推察いたします。また、感染症の収 東が見通せない状況の中、地方財政への影響も必至なことから、令和3年度の予算編成も厳し い状況であったと思います。しかしながら、こうした非常時だからこそ、令和3年度の当初予 算は市の姿勢が浮かび上がってくるものだとも言え、慎重に審査しなければならないと考えま す。

そこで、まず令和3年度予算編成について質問に移る前に、令和2年度予算を総括したいと思います。1年前の令和2年度当初予算編成時においては、現在のような深刻な事態を想定し得るものではなく、牛久市のさらなる飛躍を期待し、エスカード牛久ビルの復活や牛久シャトーの再創生とともに、8つの新たな挑戦が掲げられ、様々な施策が打ち出されておりました。それら当初予算に掲げた施策についての実施状況、成果あるいは効果を現在どう評価しているのか、その点をまず伺います。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響と対応についてであります。新型コロナウイルス感染症は、指定感染症に位置づけられ、第2類相当とされていることから、国の方針、実施主体としての県の対処方針に基づき、住民の生活支援や要援護者の支援、住民接種などを実施することになっております。しかしながら、市町村こそが既存の制度や施策で解決できない問題の発生を見抜き、解決を目指して創意工夫していく先端の機関であると考えます。また、市の職員はエッセンシャルワーカーとして、業務継続は当然のことであり、その体制整備は図らなければなりません。こうした取組、対策はできたのでしょうか。

以上の点を踏まえ、令和2年度予算の総括について答弁を求めます。

- **〇藤田尚美** 副議長 吉田将巳経営企画部長。
- **〇吉田将巳 経営企画部長** 令和2年度当初予算で掲げました2つの重要施策及び8つの挑戦

につきましては、牛久シャトー・エスカード牛久ビルの復活では、昨年6月に甲州市とともに 牛久シャトーが日本遺産に認定され、両市で立ち上げましたワイン文化日本遺産協議会が発足 し、文化財活用や観光拠点整備等の事業をスタートさせたところであります。さらに、牛久シャトー株式会社により、6月にはレストランと売店もオープンすることができました。

エスカード牛久ビルにつきましては、2階店舗の一部がリニューアルオープンし、昨年10月にはエスカードホールにおきまして、全国都道府県対抗eスポーツ選手権茨城県南地区大会が開催され、エスカード牛久ビル整備の公共的利活用のための実施設計を実施するなど、復活に向けて取り組んでいるところでございます。

8つの新たな挑戦におきましては、昨年4月におくの義務教育学校が開校し、10月にはコミュニティバスかっぱ号のひたち野うしく駅周辺新規ルートの開設、デマンド型公共交通サービスうしタクの運行が開始するなど、令和2年度で掲げました主要事業の大半はおおむね達成できたものと認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、牛久市におきましては、かっぱ祭りをはじめとした多くのイベントが中止され、各公共施設の利用中止が2回にわたり実施されるなど、 令和2年度におきましては、これまでの事業を執行する上で大きな影響を受けたものとなりま した。

このような中、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び国庫補助金を最大限に活用しながら、PCR検査センター設置助成による検査体制の充実、妊婦に対する臨時特別給付金の給付、登園自粛要請に対する保育園料等の減免、避難所に関する感染防止備蓄品等の購入、サーマルカメラの購入などを実施したところであります。

事業者に対しましては、牛久市持続化給付金の交付、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金の交付、クーポン券付チラシ「うしくグルグル大作戦」発行への助成やハートフルクーポン券プレミアム分の全額助成を実施するなど、市民、事業者に対して様々な施策に取り組みながら、特別定額給付金ではいち早く予算編成することにより、県内で2番目に申請書による受付を開始することができ、さらに新型コロナウイルスワクチン接種に関しましても、早期に受診券の発送準備やワクチン接種に向けた環境整備に対応することができました。

また、職員の職場環境に関しましては、パーティションの設置やひたち野リフレにおいて分散勤務が可能となるよう、庁内LAN等の整備を実施しましたが、今般提出しております補正予算におきまして、コロナ禍におきましても業務の継続が可能となるよう、庁内LANシステムの更新に併せて、テレワークも対応可能なシステムの導入及び分散勤務が容易に可能となるよう無線LANの導入費を計上したところでございます。

○藤田尚美 副議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、次に令和3年度予算について質問いたします。

新年度予算の編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応など、新たな行政需要の増加に加え、市税等歳入の大幅な減少が見込まれるとしつつも、人口減少時代に打ちかつための施策として、引き続きエスカード牛久ビルや牛久シャトーの復活を最重点課題とし、8つの挑戦に取り組んでいくとの方針が示されています。

令和3年度は、令和2年度に予算措置が行われたものの、医療従事者を除くと、市町村では 未実施となっているコロナワクチンの接種、また東京オリンピック2020の聖火リレー等が 挙行された場合の対応など、様々な場面でコロナ対策は引き続き重要となります。

こうした国・県の方針によって決定されていくものについては、予測するのは難しいと思いますが、経済対策など市民の暮らしを守るため、その動向には最大限の注意を払っていかなければなりません。当初予算の中で、その動向についてどこまで盛り込まれているのでしょうか。また、市としてはコロナ禍での新年度予算について、どこに重点を起き、何を優先したのでしょうか。

これまでコロナ禍という非常事態に、市民生活により密着した支援策をと議会は訴え、様々な提案をしてまいりました。予算の調製と提出ができない議会にあっては、決議、要望を挙げる以外に手だてがありません。国・県が示した予算措置を踏襲するだけでなく、市独自の支援策をもっと進めるべきとの判断から、議決されたそれらに対しての予算措置はどう検討されたのでしょうか。

以上の点を踏まえ、新年度予算編成についての答弁を求めます。

○藤田尚美 副議長 根本洋治市長。

〇根本洋治 市長 国におきましては、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済 対策を閣議決定し、総合経済対策を通じての雇用と事業を支えながら、新型コロナウイルス感 染症の拡大防止、ポストコロナに向けた経済行動の転換、好循環の実現、防災・減災、国土強 靱化の推進など、安全・安心の確保を進める財政政策の基本的な考えの下、予算が編成されま した。

茨城県では、活力があり、県民が日本一幸せな県の実現のため、新型コロナウイルスの影響による社会の変革等に対応しつつ、新しい豊かさ、新しい安心・安全、新しい人材育成、新しい夢・希望の4つのチャレンジの推進の下、予算が編成されております。

牛久市においても、市税、譲与税、交付金などの経常一般財源が大きく落ち込む中、新型コロナウイルス感染症の発生状況に対処するため、引き続きワクチンの予防接種実施体制整備に取り組むとともに、牛久シャトー、エスカード牛久ビルの復活を最重要課題として、「再び人口増加の街に」や「子育て環境の充実の街に」など、8つの施策につきましても引き続き取り

組みながら、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図り、新しい生活様式を踏まえた方法で、 市民サービスの低下につながらないよう、事業の必要性、緊急性、費用対効果を検証した上で、 限りある財源を効果的、効率的に配分することにより、事業採択を行ったものであります。

次に、議会の要望、決議に対する予算措置等の状況につきましては、令和2年度では、先ほども申し上げましたが、特別定額給付金においては、申請の受付が県内2番目と早期に開始することができ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国庫補助金などを活用しながら、PCR検査センター設置助成、保育園や認定こども園等に対するコロナ対策消耗品購入補助、牛久市持続化給付金をはじめとした事業者支援、感染症予防ガイドブックの全戸配布や市の独自施策としての妊婦に対する特別給付金の給付など、様々な施策を実施したところでございます。また、医療的ケア児等の災害時の電源確保のための家庭用発電機購入に関して、日常生活用具を給付することができるよう、要綱の改正を実施いたしました。

令和3年度では、PCR検査センター設置助成、保育園や認定こども園等に対するコロナ対 策消耗品購入補助、クーポン券付チラシ「うしくグルグル大作戦」発行への助成やハートフル クーポン券のプレミアム分の全額助成を引き続き実施するとともに、これまで複数になってい た各課の全戸配布物を、できる限り市の広報紙に集約して情報発信することで、市民の皆様に より分かりやすく情報提供できるよう、広報紙に関する予算を増額しております。

今後におきましては、コロナ禍で業務内容の再検討といたしましたひたち野うしく小プールの開放や運動公園プールなどの事業をはじめ、新型コロナウイルスワクチンの接種状況やその効果等を見据えながら、事業の必要性、緊急性等を考慮し、市民サービスにつながる予算の編成に努めてまいります。

○藤田尚美 副議長 須藤京子議員。

〇15番 須藤京子 議員 昨日来のコロナ対策に対する同僚議員の質問に対する答弁、またただいまの私の質問に対しての答弁、いずれにいたしても市は、そうしたコロナ対策をはじめ様々な施策を実施してきたというような内容でした。

先ほども申し上げたところではありますが、昨年、牛久市議会は、コロナ対策の充実を求め、国・県への意見書を提出するとともに、牛久市に対しても5月に要望書を提出し、また第1回 臨時会ではその実行を求める決議を全員賛成で可決、その後6月議会では市民の生活防衛を支援するために独自施策を求める決議を全員賛成で可決するなど、市民に寄り添う施策の提案をしてまいりました。

しかしながら、7月の第2回臨時会での一般会計補正予算の計上の際には、提案理由に、市 議会の決議の趣旨を尊重して支援策を計上したと述べられてはいるものの、議会が提案した要 望事項とはかけ離れた事業予算であったことは、何人もの議員が質疑に立ったという状況から 見ても、甚だ疑問と言わざるを得ません。国の交付金、補助金を活用しての対策に、いち早く 取り組むというのも、市の積極的取組と言えるのでしょう。しかしながら、生活困窮にあえぐ 市民の暮らしを支援するという意味において、果たして市は独自の施策を打ち出したと言える のでしょうか。

そこで、改めて市長あるいは副市長に対し、議会の具体的な要望、決議について、市は令和 2年度予算の中で、あるいは令和3年度予算への反映などについて、庁議等で検討されたのか、 伺います。

〇藤田尚美 副議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 この市の様々な対応について、全て適切であったと私は思っていません。ただ、その時、私たちはその状況に応じて、何が一番大切なのか、例えば補助金の金額もございます。対象者がどのようなことでどのようなことを感じているのか。それも私たちは知ることによって、やはりこの原則的に市民があると、公平的に皆さんもそういう補助金、いろんな対象に、そういうものの対象になるようにということでございます。そして、その中に最重要点のまず人命、そして経済、それをどうしていくのかということで、私たちも適宜いろんな様々な意見を出したわけでございます。ですから、全て私たちがいろんな、県でも、国でも要望いたしました。それはやはり何をやっているのということもありますけれども、でもそれを言っても仕方ないし、その中で私たちはその状況を踏まえてどうしたらいいかということを常に保健部、それから経済部、そして市全体としてやっておりました。そういう中で、1年たったとはいえ、まだまだ私たちはこのコロナ感染症のものをしっかりと把握しているわけでございません。また、ワクチンについてもまだまだ確信を持っていない状況でございます。ですから、ある程度また考えながら、歩きながら、走りながら、考えるのも現実でございます。

その中において、私はどんなふうにして市民の皆さんが安心を享受できるか、これも今から様々な角度から、今もそういう話をして、またどのようなタイムリーなことができるか。前回もお話ししましたけれども、もしそれに必要になるお金があれば、財政調整基金を取り崩してでも適宜やるつもりでおります。そういうことで予算編成をして、また私たち、今までの感染症の検証を行いながら、そしてこれから、来年、再来年に向けたそういうものの対策も、私たちは、私たち想像できる以内、そういう言葉を使っちゃいけないのでしょうが、私たちができることを想定しながらやってまいりたいと思います。

〇藤田尚美 副議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいま市長から、牛久市民を思い、そして議会の我々の立場も 尊重しという中で、市政執行に当たられる姿勢をお示しいただきました。

ところで、今議会には、牛久市職員組合から新型コロナウイルス感染予防対策に関する陳情

が提出されております。その陳情の要旨には、市役所への来訪者及び市職員の感染予防及び不 安解消のため、また障害者雇用促進の観点から、執務環境整備のため、庁内の過密状態の解消 に向けた抜本的な対策を調査、検討していただきますよう陳情しますと述べられております。

この抜本的対策を調査研究する、これはもう本来執行部の仕事であります。それが陳情として議会に提出されたということは、何を表しているのでしょうか。コロナ対策としては、短期的に解決できる部分と、こうした庁内体制を整えるという意味では、長期的な視点も考えなければならない部分、それは承知しております。しかしながら、喫緊の課題であるコロナ対策にどう向き合うのか。ここは、もう一度精査していただきたいと思っております。

それでは、2番目の質問に移ります。乗合タクシー、うしタクについての質問でございます。まず初めは、乗合タクシーうしタクの現状ついてであります。牛久市の地域公共交通は、これまで民間のバス、タクシーなどの交通事業者をはじめとし、かっぱ号や社会福祉協議会やNPO法人が運営する福祉有償運送や交通空白地有償運送のほか、住民の助け合いによる地区社協運行のモデル事業が実施されるなど、多様な支え手により様々な形態で運行されてきました。しかしながら、それぞれの運営団体とも、支え手であるドライバーの高齢化などで事業の継続が困難になり、そのほかにも対象者が限定的であることも問題となっておりました。

乗合タクシーうしタクは、こうした問題の解決策でもあり、民間事業者との連携による運行は、事業の継続性の上からも期待され、昨年10月1日から運行が開始されたものと理解しております。

それから、まだ半年もたっていない状況ではありますが、うしタクの現状を確認いたします。 まず、登録者数、利用者数、運行便数、運行経費、運賃収入、補償金あるいは補助金について、 そしてまた主な利用者層と市民の方が利用に当たっての配慮についても御答弁ください。

- **○藤田尚美 副議長** 栁田敏昭経営企画部次長。
- **〇栁田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長** うしタクは、昨年10月1日から運行開始され、 会員登録者数は令和3年2月末現在で1,778人となっております。

利用者数、運行便数につきましては、10月から2月までの5か月間で1, 425便を運行し、1, 765人の方に御利用いただいております。

運行経費としまして、毎月の運行日数の違いがありますので、月ごとのばらつきがございますが、平均しますと毎月約330万円となっております。この費用にはタクシー車両の借上料、 予約受付センターの運営費、予約配車システムの経費等が含まれております。

運賃収入は5か月間合計で97万6,200円です。1か月の平均額は19万5,000円となります。

御質問にあります補償金、補助金などタクシーに係る経費としましては、税込みの車両借上

料が、セダン型車両で日額2万2,550円、ワゴン型車両で2万4,750円となっております。

主な利用者層といたしましては、利用者1,765人のうち、1,596人が65歳以上の方で、高齢者の利用率は90%となっております。

利用に当たっての高齢者への配慮としましては、会員登録申込書に、運転手に知っておいて もらいたい事項の欄を設けており、足が不自由などで乗り降りに時間がかかるなど、利用者一 人一人の配慮してほしいことを聞き取っております。さらに、乗合タクシーは乗務員と1対1 になることも多いため、運転手には丁寧な応対を指導しております。

〇藤田尚美 副議長 須藤京子議員。

〇15番 須藤京子 議員 先ほどの質問の中でも申し上げましたが、福祉有償運送、交通空 白地有償運送事業の現状、それは今後に向かう中では、その支え手である団体が次々と廃止に 向かう方向と聞いております。このことは担当課も御承知のことだと思っております。

そうした結果、今後うしタクの利用者には、高齢者だけでなく、障害者も利用する機会が増えるものと思います。そこで、利用者への配慮は、乗降の際だけでなく、障害特性に応じた配慮が必要となります。障害者差別解消法の合理的配慮の提供が事業者には求められますが、その具体的事例などについての指導が今後必要になると思います。この点についての市の対応の見解を伺います。

○藤田尚美 副議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 ただいまの合理的配慮の具体的事例ということですが、こちらにつきましては、障害者の差別解消法が施行された平成27年11月に国土交通省から公共交通の事業者に向けて、対応の指針が出されております。その中で、合理的配慮の提供の具体例といたしまして、タクシー事業者については、車椅子等の大きな荷物のトランクへの収納の手助けを行う。自身でシートベルトを装着することができない障害者の方の場合、乗車時にシートベルトの装着と装着確認をタクシードライバーが行うなどが挙げられております。これらについては、タクシー事業者に求められている配慮事項でございますので、うしタクにおいても様々な障害の特性を理解した上で、適切に実施されるよう事業者に指導してまいります。

〇藤田尚美 副議長 須藤京子議員。

〇15番 須藤京子 議員 では、最後に、NPOや社協等の有償運送、うしタクの利用料金 設定と料金の見直しについて質問してまいります。

この質問は、公共交通における成り立ちの違いや、市民の利便性と負担の在り方にも深く関わっている問題として、軽々に結論が出せるものではないと理解しております。これまで様々

な形で運営されていたものが、うしタクの運行開始により、結果的にうしタクに収れんされることになり、事業が終了されることになっております。その際問題となるのが、これまで運行 形態別に設定されていた利用料金が、うしタクの運賃へと変更となり、この差額を利用者が負うことになる、その問題であります。

具体的には、重度身体障害者移送サービスは、30分300円、高齢者移送サービスモデル 事業は、ガソリン代として1運行150円、NPO法人の場合は、距離数に応じますが350 円から設定されておりました。それが、うしタクの基本運賃では、1乗車につき700円となります。ただし、障害者、高齢者、小学生には割引制度が適用され、600円になります。また、2人以上の乗合は500円に割り引かれることは承知しております。

うしタクの運賃は、タクシー事業者との運賃の比較では、もちろん低くなってはおります。 これまでの移送サービス利用者にとっては、低くはなっていても、うしタクを利用するとなる と高くなるというのが現状となります。こうした状況を市としてはどう考えるのか。運賃体系 の見直し、あるいは助成の形を取るなど、今後に向けて検討すべきと思います。市の見解を伺います。

○藤田尚美 副議長 栁田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 有償運送はうしタクよりは安価ですが、利用者や地域が限定されているものです。牛久市では、福祉有償運送と交通空白地有償運送の2つがございます。福祉有償運送は、NPOや市社会福祉協議会が運営する介護状態の方や障害を持った方向けの移送で、タクシー料金の半額程度の運賃で利用できます。交通空白地有償運送は、NPOが運営するバスなどの交通手段がない小坂団地を除く奥野地区の住民を対象とした移送で、片道500円で利用できます。

次に、料金設定の考え方について、お答えします。

うしタクの基本運賃は1人片道700円です。割引運賃としては、65歳以上、小学生、障害者の方は600円で御利用いただけます。未就学児は無料です。加えて、全利用者に対して、乗車に乗合になった場合、500円となる乗合割引を設けております。また、タクシーを自宅に呼んだ場合にかかる迎車料金は不要です。

基本運賃700円の設定に当たりましては、うしタクが自宅の玄関先から市内の任意の目的地まで送り届ける、タクシーと同様のドア・ツー・ドア型のサービスであることから、民業圧迫とならないよう、タクシーの初乗り運賃740円や、路線バスの運賃とのバランスに配慮しております。その上で、利用者との運賃負担に配慮し、500円の乗合割引を設定いたしました。

最初の質問でもお答えしたとおり、全利用者の90%が65歳以上の方であり、600円で

利用されています。加えて、乗合割引もあることから、全利用者1,362人のうち、700 円で乗車した方は31人で、市としては多くの方が600円以下で利用されていると考えております。

うしタクは、市民の方であればどなたでも利用可能で、乗降場所についても制限がなく、タクシーや路線バスなどの公共交通手段と同様の使い勝手を持っております。このため、繰り返しになりますが、民業圧迫とならないよう、それらの公共交通手段との料金的なバランスにも配慮する必要がございます。

運行開始から4か月が経過しましたが、登録者数は順調に伸びており、1日当たり20人であった利用者数も30人に達する日が出てまいりました。これらの状況から、現状のサービスに対して利用者から一定の理解が得られていると考えており、料金見直しについては現在のところ考えておりません。見直しについては、利用者の意見や利用動向も踏まえて、今後の課題となります。

なお、うしタクの運行開始からの課題の一つである、龍ケ崎済生会病院への運行が本年4月 1日から開始されます。これは、全市的な移送サービスであるうしタクが運行されたことにより、交通空白地が解消され、先ほど御説明した交通空白地有償運送が終了することに対応する措置であります。

同運送では、奥野地区の直近に位置する総合病院である龍ケ崎済生会病院と阿見町にあります東京医科大学茨城医療センターへの移送を行っております。同運行の終了に伴い、それらの 医療機関への移送手段を確保するため、龍ケ崎市及び龍ケ崎市のタクシー事業者とうしタク運 行についての協議を行い、協議が調ったことから開始となります。

利用者の立場からは、安価な料金が望ましいことは市としても理解しておりますが、一方で 公共交通の持続可能性の観点からは、既存交通事業者への配慮や利用者の適正な負担も非常に 重要であります。今後も利用料金だけでなく、制度の改善に努め、利用率の向上を目指してま いります。

〇藤田尚美 副議長 須藤京子議員。

〇15番 須藤京子 議員 うしタクは、まだ運行開始から半年という状況ですから、様々な 理由から捉えられた料金設定、それを軽々に見直すことはできないということに対して、一定 の理解は示したいと思います。しかしながら、通院などで頻繁に利用せざるを得ない方々、ま た非課税世帯の方々などに対しては丁寧な聞き取りを行うなど、継続的な調査研究を行ってい くように求めます。

また、公共交通会議でも事業者の理解を求めながら、より丁寧な市民の声を届けるべく、より丁寧な会議の運営を行い、そして皆さんの理解を得られながら、妥当な料金設定、運賃体系

に持っていっていただければと思います。

令和3年度はまだまだコロナとの闘いが続きます。市民生活においては、新しい生活様式、そして事業者においては、一旦は営業の時間、そうした営業時間、自分たちの暮らしそのものも脅かされるような状況の中から、どう経済も両立させていくのか、問題点は多々あると思います。公共事業、特に建設と大きなものに、公共事業といっても、市民生活により近いものから、少し先延ばしをしてもいいもの、それぞれあると私は考えております。今後とも市民生活より命を守る、そうした事業選択を優先されることを願いまして私の一般質問を終わります。

○藤田尚美 副議長 以上で15番須藤京子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時55分といたします。

午後2時40分休憩

午後2時55分開議

○藤田尚美 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番加川裕美議員。

[12番加川裕美議員登壇]

○12番 加川裕美 議員 日本共産党、加川裕美です。

冒頭に、今困難や悲しみに直面している全ての方々に心よりのお見舞いと、また日々最前線 で活動されている職員の皆様に深い感謝を申し上げます。

通告に基づき質問を行います。

全国の公的機関で、防災や建設部門の女性職員の割合が少ないということが大きな課題となっております。例えば、女性消防職員は消防士全体の僅か2.8%、また首都圏の9割に当たる自治体の防災部門では、女性職員が30%に満たない数字となっております。救命の現場で女性にAEDが使われにくい、避難所で衛生用品の備蓄が足りない、また地域では夜間の照明不足など様々なリスクが明らかとなっております。

そこで、女性の視点を生かした安全・安心なまちづくりをというテーマで、牛久市の女性職員の割合を、近隣市町村との比較、正職員、会計年度任用職員を含めて伺います。さらに、建設部所管課、地域安全課、防災課など、大半を男性が占める分野に女性職員を増やし、その意見を取り入れていくための工夫を、男女共同推進室の取組と併せてお伺いします。

○藤田尚美 副議長 植田 裕総務部長。

O植田 裕 総務部長 令和2年4月1日現在の当市の女性職員の割合は、再任用を含めた常勤職員397名中、女性が148名で37.3%、会計年度任用職員570名中、女性が49

2名で86.3%、全職員の女性の比率は66.0%となっております。

建設部では65名中、女性職員が16名、24.6%、地域安全課が10名中6名で、60%、防災課が10名中2名で20%となっております。

隣接自治体との女性職員の割合の比較についての資料はございませんが、内閣府男女共同参画局で公表している資料によりますと、課長以上の管理職の女性の割合は、牛久市が19.6%、土浦市が4.7%、龍ケ崎市7.8%、つくば市7.0%、稲敷市11.1%、阿見町16.3%であり、県内平均の12.4%よりも女性の比率が高くなっております。

職員の配置は、組織の目標達成のため、全体を考慮し、性別にかかわりなく個人の適性を重視し行っておりますが、近年の常勤職員の採用を見ても、女性職員の採用が多くなっていることから、今後は各職場において女性職員の割合が高まることが考えられます。そのような状況からも、年齢や性別にかかわらず、意見や考えを発言しやすく、受け入れられやすい環境づくりに今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

- ○藤田尚美 副議長 小川茂生市民部次長。
- **〇小川茂生 市民部次長** 私からは男女共同参画推進室の取組についてお答えいたします。

牛久市では、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化による新たな課題への対応と、一人一人の個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指し、行政のみならず、市民や事業者などが一体となって男女共同参画を推進することを目的とした第3次牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画を策定しております。

同基本計画におきまして、男女が互いの人権を尊重するための意識の改革、男女があらゆる 分野に参画できる環境の整備、男女が多様なライフスタイルを可能にする環境の整備、男女が 健やかに安心して暮らせる生活環境の整備の4つの基本目標を立て、目標達成のために市が実 施する177の事業を選定し、特に優先して行う24事業につきまして、数値目標を定め、取 り組んでおります。

基本目標の1つであります、男女があらゆる分野に参画できる環境の整備に関する市の取組 といたしまして、審議会等における女性委員の割合や、市の女性管理職の割合の目標値を定め、 女性が活躍できる環境整備を進めております。

男女共同参画推進室では、牛久市男女共同参画ネットワークへ登録していただいた市内の事業所や女性団体を、各課所掌の審議会などに推薦し、計画の策定や進捗状況の検証など各審議会で活躍していただいており、今年度におきましては、廃棄物減量等推進審議会や都市計画マスタープラン審議会に推薦した方が委員として委嘱され、会議の場で女性の視点での御意見をいただき、計画策定等に携わっていただいております。

また、女性だけでなく、幅広い人材の意見を取り入れ、多様化する市民のニーズに即した行

政運営を担う管理職の意識啓発を目的といたしまして、毎年、茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課と連携しながら、市管理職研修を実施しております。

今後の取組といたしましては、令和3年度に男女共同参画社会の実現に向け、市民の生活や 労働の場における具体的な男女間の格差などの実態や、置かれている立場や環境が異なる男性、 女性のニーズを把握し、今後の牛久市のまちづくりに反映させることを目的といたしました男 女共同参画に関する市民意識調査を実施いたします。

その結果を踏まえ、国が策定した第5次男女共同参画基本計画(すべての女性が輝く令和の社会へ)第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」に基づきまして、現行の基本計画の中で取組の弱い部分や必要性の高い部分を見直し、男女共同参画審議会での審議を経まして、第4次の牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画を検討してまいります。以上です。

〇藤田尚美 副議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 先ほどの同僚議員の質問にもございましたが、白いソックス1足にも属性による苦労、感覚の違いが見られます。ただいま御答弁いただいている執行部の方々も、副議長を除いては全員男性でございます。牛久市の管理職約19.6%、こちらは他市町村に比べれば多い数字かもしれません。しかし、意思決定機関に女性が2割弱、やはり今後の取組として、女性を増やしていく、女性の意見を取り入れていく、切実に必要さを感じました。ぜひ他市町村に先駆けて御尽力いただけますようお願い申し上げます。

丁寧に修繕された駅前のブロック、事故防止のガードポールに、新たな視点が加われば、牛 久市全体がさらに輝くでしょう。ぜひニーズを反映し、大きく視野を広げ、災害リスクを減ら す取組をお願いいたします。

続いて2番目、うしタクについて伺います。先ほどの同僚議員の質問で、直近の登録者数、 利用状況は確認させていただきましたので、2番目のうしタクの活用状況から、私は質問させ ていただきます。

利用者は御高齢者が多いようですが、ニーズが見込まれる子育て世代に周知が足りないようです。 改めて市民の皆さんからの疑問の声を踏まえ、確認いたします。

小学生のみの利用はできますか。加えて、児童生徒が足の外傷等で、保護者が学校への送迎を行う必要が出てきたとき、代わりにうしタクを活用できればと考えますが、いかがでしょうか。また、近隣の市では、商業施設と提携を行い、自治体運営のタクシーで買物に来た市民に、次回のタクシー利用補助クーポンを配付している例もあります。当市では、エスカード牛久や牛久シャトーへの誘致を促す有効な手段とも考えられるのではないでしょうか。さらには、先ほど病院への定期運行も開始されたとお伺いいたしましたが、利用者の多い主要拠点を結ぶ定期便などの運行は、運営の面でもメリットが大きいと考えます。いかがでしょうか。市の御見

解をお伺いします。

- 〇藤田尚美 副議長 根本洋治市長。
- **〇根本洋治 市長** 御質問にある活用方法のうち、塾への送迎について、うしタクの運行時間 内の利用であれば、お一人で乗車できる小学生以上の方は可能となります。

けがや病気の児童生徒の利用につきましては、けがの場合は塾の送迎と同様に御利用いただけますが、病気の場合は病気の状況によって対応が変わってしまいますので、利用に関しての十分な検討が必要と考えております。

買物支援の活用に関しては、買物時のうしタク割引券など、買物先の事業者との協議が必要となりますので、今後の研究課題となります。

また、固定便に関しては、現在御質問にあるような観光向けの活用については考えておりません。ただし、医療機関向けの便につきましては、現在利用データを蓄積しておりますので、利用状況を分析し、効率的な運行に資するものであれば可能であり、同じく今後の研究課題といたします。

うしタクは、市民の皆様の日常の移動手段を確保するための事業でありますが、まず通院や 買物などの生活に不可欠な移動を十分にカバーできることが重要と考えております。御質問に ございますように、様々な活用方法の拡大については、今後の研究・検討事項とさせていただ きます。

- **〇藤田尚美 副議長** 加川裕美議員。
- **〇12番 加川裕美 議員** 今、市長の御答弁どおり、うしタクは、着実に市民の足になり、 たくさんの可能性を持つ事業だと伺えます。段階的な運行計画の拡充、施設との提携による利 用料金以外の収入確保も十分に見込めます。

また、現在ボランティアが徒歩のみで行っているファミリーサポートは、市民同士の互助であり、こちらの連携、十分うしタクの利用条件を満たすと考えます。一歩踏み込んだ市民サービスを提供できるのではと考えますので、ぜひ連携を御検討ください。

そして、最後の質問となります。2020年度、2021年度の2年間に、大きく小中学校の学習指導要領が改訂されました。主軸は、外国語教育とタブレット端末を使用するプログラミング教育です。当市での進捗状況についてお伺いします。

- **○藤田尚美** 副議長 染谷郁夫教育長。
- **〇染谷郁夫 教育長** 外国語教育とプログラミング教育をまとめてお答えしてよろしいでしょうか。

それでは、まず外国語教育についてです。平成23年度から開始した小学5、6年生の外国語活動は、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことを目標の一つとし、外国語のコミュ

ニケーションを体験させる際は音声が中心でした。令和2年度からは、外国語学習の早期化、 教科化に伴い、3、4年生の外国語活動と5、6年生の外国語科が新たに始まりました。音声 だけではなく、読むことや書くことに親しむ活動も加わり、中学校への接続が円滑になりまし た。

小中学校の外国語の学習の接続については、つまずきをなくすために双方の教員が連携して 指導しています。例えば、小・中学校の担当者が互いの授業を参観して情報を共有したり、小 学校のSmall Talkやリズムに乗せて単語や英文を発音するチャンツなどの指導法を 中学校でも取り入れたりして、学習の段差を減らしています。特に個人差が大きくなりやすい 書くことの学習では、発音から単語のスペルをイメージする力を育成したり、話すこと、聞く ことを交えながら友達と一緒に考えて書く学習活動を設定したりするなど、実態に応じた手だ てを講ずることで、子供が達成感を得られるように工夫しています。

外国の文化とともに、生きた英語を学ぶために、各校とも海外の学校や外国人の方と交流できる場を設け始めました。今年度は、おくの義務教育学校がアートマイル国際協働学習プロジェクトでインドネシアと交流しました。向台小学校はスウェーデンと絵本づくりの交流をしています。来年度も継続しています。また、牛久三中がギリシア、下根中がイタリア、ひたち野うしく中がケニアとの交流を計画しております。交流で得た経験や知識をさらに次の学びにつなげられるようにしていきます。

続きまして、プログラミング教育です。コンピューターは人が命令を与えることで動きます。 その命令を与えることがプログラミングです。プログラミング教育では、どうすればコンピューターに自分の思うような動きをさせることができるのか論理的に考えます。例えば小学校5年生の算数では、スクラッチというソフトを使って、どのぐらいの長さの線を引いて、どのぐらいの角度で何回曲がるかを考えてプログラミングをすることで正多角形を描いていきます。一方、牛久市ではタブレット端末と高速大容量の通信ネットワーク環境が整い、11月から授業での活用が進んでいます。

各学校では、プログラミング教育だけではなく、いろいろな教科でタブレット端末を活用した協同的な学習が行われ、教科の学力を身につけています。ある小学校では、タブレット端末を家庭に持ち帰り、自主学習や課題学習の利用を進めています。また、ある中学校では竜ケ崎一高との合同の遠隔授業を行っています。別の中学校では、コロナ禍で学校が休業になったとき、タブレットを各家庭に持ち帰ってのオンライン授業を想定した取組も行っています。

これからは、整備されたタブレットを鉛筆やノートのような文房具の一つとして日常的に活用することにより、新しい時代に生きる力を育成してまいりたいと思います。

○藤田尚美 副議長 加川裕美議員。

O12番 加川裕美 議員 英語学習は、御存じのとおり、コミュニケーション能力が大変問われる科目です。海外との交流や文化体験を通じての学びは大変意義深いものとなるでしょう。また、タブレット端末について、今既に自宅の持ち帰り学習が始まっているとお伺いしました。他市では、機器の持ち帰りの際に、破損が起きたり、時間制限なく使用できるため児童がゲームに夢中になってしまったり、商業施設でフリーアクセスしたりというような事象が起きているようです。タブレット端末の取扱いについて、当市での安全対策についてお伺いします。

〇藤田尚美 副議長 染谷郁夫教育長。

〇染谷郁夫 教育長 情報モラルについては、市内全校で講習会や授業を行っています。ある 小学校では、携帯電話会社の方を講師に招き、5、6年生の児童が携帯電話などの通信機器の 使い方のルールやマナーについて学びました。ある中学校では、県のメディア教育指導員の方 を招き、1年生の生徒が携帯電話やパソコンの通信機器の安全な利用について学びました。ま た、安全な利用について家庭で話合いが行われているか、その割合を調べたところ、2月中旬 の時点で、小学校の約75%、中学校で約80%が行っているという状況です。

次に、タブレットの持ち帰りについては、教育委員会で持ち帰りの規則を定め、留意事項を確認してもらうための借用確認書を保護者に提出していただき、貸出しをしています。そして、持ち帰りルールも配布しております。また、取扱いの安全性を高めるために、タブレットには使用制限をかけています。アプリのダウンロードやインストールはできず、設定の解除もできません。また、タブレットにウイルス対策ソフトを導入したり、フィルタリングソフトで有害サイトへのアクセスなどをできないようにしたりしています。

しかし、現在は導入初期段階であるため、今後も様々な課題が出てきますので、一つ一つ対処しながら、セキュリティーと利活用についての最適な環境を整えていきたいと考えています。 〇藤田尚美 副議長 加川裕美議員。

〇12番 加川裕美 議員 タブレットは、世界とつながる情報機器です。正しい使い方、モラルの徹底をお願いいたします。

また、これまでの先生が板書したものを手書きで写し自分の手でノートを作る、辞書を引いて正解を見つけ出す、実技は動画でなく体で覚えるという体験的学習や、全世代の方が視聴でき、市が先行しているコミュニティーFMとのコラボ番組などスクリーンを介さない学びも生かしていただきたいと申し添えて、私の質問を終わります。

皆様におかれましては、ありがとうございました。

○藤田尚美 副議長 以上で12番加川裕美議員の一般質問は終了いたしました。 本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。 御苦労さまでした。

午後3時17分延会